

## 公益法人としての被災地支援を考える

今年10月の台風19号により、東日本の広域で大規模な水害が発生しました。この国難ともいべき大災害（特定非常災害\*）は、阪神淡路大震災以降6件を数え、今や毎年発生する(=日常的?)要支援対象となっています。

当財団のこれまでの被災地支援活動としては、2011年の東日本大震災の折に、助成財団センターの呼びかけに応じて義援金を拠出するとともに、理科教育助成の対象地域として福島県を加えました。それ以降の災害については特に支援活動を行ってきませんでしたが、この度の台風19号では、助成地域の福島、栃木、神奈川が被災地となったことから、改めて公益法人としての支援の在り方を考えました。

まず事業認定の視点ですが、公益法人は内閣府に認定された範囲で事業を展開しますので、被災地支援が認定事業に含まれない場合は悩ましい問題です。東日本大震災で、公益法人の対応が民間企業や個人に比して著しく鈍かったことの一因として、この点が指摘されました。これに対し内閣府は、「被災者支援や震災復興に向けた活動については、公益の原点であり、かつ、機を逸することなく迅速に始めることが重要である」とし、「被災者支援などが認定事業に含まれない場合は、事後の届け出で良い。また認定事業として『読み込める』ならば届け出不要」として公益法人の活躍を促しました。

支援の方法としては、a)日本赤十字社などを通じた義援金 b)被災県や市町村への用途指定寄付 c)助成先など縁ある被災者への直接支援 等が考えられます。選択の視点として、①日産財団の顔が見えること ②支援先の選定基準が明確なこと ③被災状況に応じ適切な支援ができること を考慮すると、c)の直接支援が妥当と思われ、被災された助成校に事情をお聞きした上で、適切な支援を決定することとしました。

\*特定非常災害  
 1995年 [阪神・淡路大震災](#)  
 2004年 [新潟県中越地震](#)  
 2011年 [東日本大震災](#)  
 2016年 [熊本地震](#)  
 2018年 [七月豪雨](#)  
           (西日本豪雨)  
 2019年 台風19号



福島県郡山市の小学校教室 2019.10.15

## 台風19号被災校を訪問しました

台風19号の被害が大きかった、福島、栃木、神奈川の2017~2019助成対象校から状況をお聞きました。その結果14校が被災し、幸いにも人的被害や校舎損壊などの深刻な被害はありませんでしたが、校庭浸水で使用不能、学校が避難所となって授業に影響、生徒の通学困難により休校、近隣校の被災生徒受け入れなど、さまざまな被害を受けていました。

そこで日産財団としては、左記に述べた考えに従って被災校を訪問し、一律10万円を「見舞金」として差し上げることとしました。(財政厳しき折)復興支援といえるほどの金額にはなりませんでした。訪問した助成校からは、「日産財団が(ただ助成金を出すだけでなく)学校や子ども達を気にかけて、わざわざお見舞いに来てくれた」ということに対して、深い感謝の言葉をいただきました。

### 台風19号の見舞い訪問校

(訪問期間：12月10日～23日)

都道府県	助成年度	学校名
福島県	2019	いわき市立好間第一小学校
	2018	いわき市立好間中学校
	2018	いわき市立平第二小学校
	2019	郡山市立郡山第五中学校
	2019	新地町立新地小学校
	2018	相馬市立桜丘小学校
	2018	二本松市立小浜小学校
栃木県	2018	足利市立桜小学校
	2018	足利市立毛野南小学校
	2017	栃木県立佐野高等学校附属中学校
神奈川県	2018	栃木市立栃木中央小学校
	2019	川崎市立下沼部小学校
	2019	川崎市立南生田小学校
	2018	箱根町立箱根中学校



### 日産財団様来校！

本校は、日産財団様より、理科教育の助成をいただいています。本日は、ご来校いただき、台風19号の避難所開設等に関してのお見舞い金をいただきました。

足利市毛野南小学校H/P  
 2019.12.10 より